

相模原市農業委員会事務局障害者活躍推進計画

機 関 名	相模原市農業委員会事務局
任 命 権 者	相模原市農業委員会会長
計 画 期 間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
相模原市農業委員会事務局における障害者雇用に関する課題	<p>相模原市農業委員会においては、職員総数が20人程度の小規模な機関となっている。職員については、障害者に限らず募集・採用は行っていない。</p> <p>また、中途障害者として障害者となった職員もこれまで、在籍していないことから組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目 標	
①採用に関する目標	<p>農業委員会では職員の採用を行っておらず、現に障害者である職員が在籍していないことから、障害者雇用の推進に関する理解の促進を図る。</p> <p>人事異動において障害のある職員が配置されることが想定されるため、業務の選定や創出などにより、障害のある職員が活躍できる環境を整え、人事を所管する部署との調整を図り、障害のある職員が配置されるよう取り組む。</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障害者が在職した際に、障害者である職員の定着状況データを把握する予定。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として、農業委員会事務局長（兼）次長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、事務局内掲示板等により周知するとともに、市長事務部局で選任している障害者職業生活相談員を活用する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○職場の同僚・上司を対象として、障害に関する理解促進・啓発の</p>

	<p>ための研修の受講を推進する。</p>
<p>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○職務整理表の作成・活用、職務創出のための組織内アンケートの実施などを通じ、既存業務の切出しや複数作業の組み合わせによる新規業務の創出を行う。</p> <p>○障害等により従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害を有する職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害を有する職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○中途障害者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等支援を行う。</p>
<p>4. その他</p>	<p>○相模原市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等が供給する物品及び役務の調達を推進する。</p> <p>○障害のある方の積極的な採用及び障害のある職員が活躍しやすい職場環境を実現するとともに、事務執行体制の効率化を図るため、事務サポートセンターを積極的に活用することで障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>